

令和元年度 庁議 議事要旨

会議名称	第3回 調整会議
日時	令和元年 7月10日(水) 午前・午後10時30分～11時45分
場所	3階会議室
出席者	副町長、教育長、統括監ほか課長職(欠席:総政課長、まちづくり新幹線課参事、議会事務局長)、総務課主幹

内 容	<p>【付議】</p> <p>1. 旧給食センター跡地売却について(継続)(総務課)</p> <p>(1) 付議事案の概要</p> <p>旧学校給食センター跡地の利活用については、宅地造成も検討したが、もともとの形状が歪であるため用地取得が必要であり、さらに造成費用を考慮すると販売金額が高上りとなるため、困難であると考えられる。</p> <p>総務常任委員会でも同様の説明はしたが、売却に関しては慎重な意見が出されており、町全体の利活用の方針などの整理も必要ではないか、という意見も。</p> <p>そこで、①町の公共施設建設用地あるいは民間からの用地希望(町の施策と絡んだ公共的な)などで利用予定は無いか②利用予定が無い場合、宅地分譲が難しい形状であることから一括して売却することとしてよいか③売却するにあたり、条件を付けることが必要か。</p> <p>以上、意見を伺う。</p> <p>前回調整会議で、市街地の町遊休地を整理し、また、各課施策を持ち寄り再度調整会議を開催する、とし、再度調整会議に付した。</p> <p>(2) 主な意見・質疑・確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の生活の場及び相談支援事業の事務所設置などの相談はあるが、やはり旧給食センター跡地は地理的要素により活用対象とは考えられない。 ・町内会館の要望もあるが、こちらもこの場所での需要は無い。 ・高齢者住宅の建設用地としても、場所的に利便性が低い。 <p>→各課において今後の利用予定が無い、ということで売却する方向で政策会議に諮る。売却に係る条件設定は担当課において検討が必要か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に隣接者に対し、雪処理のための用地として必要かどうかの確認をした方が良い。
-----	--

(3) 結果

各課において今後の利用予定がない、ということであるので売却することで政策会議に諮る。売却方法については、条件設定含め担当課で検討を要す。

2. 宿泊税の使途について（観光課）

(1) 付議事案の概要

宿泊税関連予算を9月定例会に上程するにあたり、今年度充当する事業を決定したい。「個別施策」を正式に了承してもらうとともに、それに付随する個々の事業については、原課で整理してもらい、充当可能か再度協議したい。その上で各課より補正予算案として上げてもらう想定。

以上、意見を伺う。

(2) 主な意見・質疑・確認事項等

・今回は頭出しということか？

→事業としては今年度は限られたものとなると思う。残った分については基金に積むこととなるかと。ただし、新年度予算を見据え、事前に把握しておきたい部分もある。各原課において、宿泊税が充当可能な事業（既存計上予算含め）を次回調整会議に出し判断することとし、今回はその（柱となる）「個別施策」がこの方向性で良いか、の最終確認を庁議でしておきたい。

(3) 結果

個別施策を了承することとし、政策会議に諮る。個別の事業については次回調整会議に回る（前段、観光課において集約する）。

(了)

宿泊税の制度について

目的

倶知安町が世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税を課するものです。

1 納税義務者

- ・旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者
- ・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
- ※ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの、または、学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校(前期課程を除く)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部及び小学部を除く)、大学、高等専門学校若しくは学校教育法第124条で規定する専修学校の生徒又は学生で、倶知安町内で職場体験を行うものについては課税免除

2 課税標準

宿泊料金の区分	課税標準
1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1人の宿泊料金
1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1部屋の宿泊料金
1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1棟の宿泊料金

- ※ 宿泊料金は食事代、消費税、入湯税等を除く素泊まり料金
- ※ 100円未満の端数は切り捨て

3 税率

100分の2(2パーセント)

※ 課税標準 × 2パーセント = 宿泊税

4 徴収方法

特別徴収の方法による



5 宿泊税の申告納入

特別徴収義務者は、各月の宿泊税について、原則として翌月末日までに、必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出するとともに、その申告した税額を納入書により納入

※ 所定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例を受けることができます。

6 施行時期

令和元年(2019年)11月1日

7 周知

今後、宿泊者に宿泊税の概要を周知するためのポスター、チラシ等を作成し、配布します。

8 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出

旅館業または住宅宿泊事業を営む方は、「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を提出

宿泊税の徴収事務について

申告及び納入の期限の特例（以下「特例」といいます。）について、【**令和2年(2020年)2月1日から令和2年(2020年)10月31日まで**】の期間について、次のとおり経過措置を講じます。

(1) 適用の要件（手引 P18）

通 常	経 過 措 置
④ 申請書を提出した月の12ヶ月前の月の初日までに 、旅館業法の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法の届出を行っていること。	④ 申請書を提出した月の6ヶ月前の月の初日までに 、旅館業法の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法の届出を行っていること。
⑥ 条例第11条第2項の規則で定める金額は、同項の規定の適用を受けようとして、第4項の申請書を提出した日の属する月の 前12月間 の当該宿泊施設における、宿泊税の納入すべき金額の合計額につき 30万円 とする。	⑥ 条例第11条第2項の規則で定める金額は、同項の規定の適用を受けようとして、第4項の申請書を提出した日の属する月の 前3月間 の当該宿泊施設における、宿泊税の納入すべき金額の合計額が、 7万5千円以下 であること。

(2) 経過措置の具体例

ア **令和元年(2019年)7月31日以前**に当該宿泊施設の営業を開始している場合

⇒ 令和元年(2019年)11月から令和2年(2020年)1月までの3月間において、納入すべき宿泊税額の合計が7万5千円以下の場合は、令和2年(2020年)2月1日（最短日）より申請が可能。

イ **令和元年(2019年)8月1日以後**に当該宿泊施設の営業を開始している場合

⇒ 営業開始後6ヶ月を経過した日の属する月の翌月より、申請日前3月間において、納入すべき宿泊税の合計が7万5千円以下の場合は申請が可能。

宿泊税の用途について

「リゾート地としての質の向上」「リゾート地としての魅力の向上」を達成するため、早急に必要な施策と長期的な展望に立つて行う施策について宿泊税による収入を充てて展開します。納税者となる観光客の利便性を向上するとともに、観光及び関連産業の振興を図ります。

個別施策	事業名	事業内容
“観光インフラ” の整備 (ヒト・モノ・コト)	ひらふ第一駐車場 再整備	狭隘化しているひらふ第一駐車場の再整備のための各種事業の取組を進めます。
	ひらふ第一駐車場 安全管理 ★	ひらふ第一駐車場について、再整備までの間、安全確保のために誘導體制の強化を進めます。
	観光サービス集積 システム構築支援	観光客の利便性を高めるための、各種観光サービスの連携やキャッシュレス化と同時に観光客の消費動向把握に資する取組への支援を進めます。
	観光統計整備	日本の観光関連の統計は諸外国に比べ整備が遅れており、国も正確で詳細な観光統計の必要性を示しています。宿泊税を徴収することで、同時に観光統計の精度を上げ、観光客の実態把握に努め、観光振興のための基礎的データの整理を進めます。
	DMO組織支援	これからの官民が連携した観光振興のための旗振り役であるDMO組織に対して、組織強化のための支援を進めます。
	リゾートエリア 景観形成 ★	質の高いリゾート形成やリゾートストックの価値上昇のため、リゾートエリアの空間を良化する取組を進めます。 (例) 景観を良くするイルミネーションの支援や花植えによる美化
	観光客向け インフラ整備・維持 ★	観光客の良好な歩行空間の確保や観光施設の環境良化の取組を進めます。 (例) 草刈りによる環境良化、トレッキングルート整備、サイクルスタンド整備
	スタッフ育成支援	観光客に対応する観光関連産業のスタッフの質の向上への取組を進めます。 (例) スタッフ講習支援や日曜・祝祭日保育の取組
	倶知安観光案内所 「i Center」機能強化 ★	倶知安駅構内にある倶知安観光案内所「i Center」について、JNTOの認定を取得すべく対応機能を強化する取組の支援を進めます。
	市街地飲食店ガイド ★	市街地を中心とした飲食店ガイド制作の支援を進めます。

個別施策	事業名	事業内容
安全・安心な リゾート形成	観光客に対応した 防災対策 ★	昨年の胆振東部地震の際にも北海道内で課題となった、災害時の観光客に対応した避難対応のため、必要な防災備蓄を進めます。
	防犯機能の 強化・維持 ★	臨時交番やリゾートエリアの防犯カメラの機能維持・強化、違法駐車対策、風紀の良化に関する取組を進めます。
域内交通網の 再整備	バス停表示統一 ★	バス停留所における表記の統一化を進め、観光客の利便性向上を目指します。
	バス交通の整理・体系 化・利便性向上	各種サービス連携やキャッシュレス化事業と同時に、域内交通のキャッシュレス化の支援も進めます。リゾートエリアにおけるバス運送の統一化を検討し、エリアにおける交通障害の低減に取り組みます。
ニセコ・羊蹄山の 環境保全	なだれ情報の 詳細化と維持 ★	ニセコエリアにおけるニセコルールを恒久的に維持するための体制強化やなだれ情報の精緻化のためのデータ取得強化に向けた活動への支援を進めます。
	ガイド育成支援	DMO組織によって取組が行われているガイド育成の支援を進めることで、ソフト面での受入環境整備を進めます。
新幹線を意識 したまちづくり	駅周辺の 交流空間整備	個別施策「“観光インフラ”の整備」と併せて、ニセコエリアのゲートウェイとして、乗客が素通りせずに新幹線を下車して訪れたいような駅内観光施設、駅周辺の交流空間の整備に取り組みます。
	新幹線倶知安駅 交通ターミナル整備	個別施策「域内交通網の再整備」と併せて、後志管内はもとより洞爺湖や室蘭などの西胆振を含めた広域観光の拠点として、ハブ施設となる交通ターミナルの整備を進めます。
宿泊税の 導入・運営	宿泊税の導入・運営 ★	宿泊税の特別徴収義務者に対して徴収奨励金を交付するほか、帳票・納付書など徴税費用に充てます。

※ ★マークのついている事業は今年度から取組を進めます。本資料に例示した事業が全ての事業ではありません。

■ 長期的な展望に立つて行う事業に宿泊税を充てる場合、事業内容により各年度の収入の一部を基金として中長期的に積み立て、事業の本格実施の際に取り崩して用います。